

西部水道用水供給事業水道施設再整備基本構想業務委託 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書は、表記業務委託の仕様書として、「設計業務等共通仕様書(富山県土木部) 令和6年8月改定」(以下「共通仕様書」という。)によるものとし、共通仕様書第1102条第11項に基づき、当該業務に必要な事項について定めるものとする。

(照査技術者)

第2条 受注者は、共通仕様書第1108条第2項で規定する照査技術者を定めるものとする。

(低入札となった場合の照査)

第3条 入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が受注者となった場合は、特記仕様書第12条に定める全ての打合せに照査技術者が同席の上、設計業務等照査要領(富山県土木部)に基づく照査状況の報告を調査職員に行うものとする。

(履行報告)

第4条 受注者は、契約書第14条の規定に基づき、調査職員に業務の履行状況を報告しなければならない。

(作業内容)

第5条 この契約における作業内容などは、別紙-1のとおりとする。

(一括再委託等を禁止する業務の指定)

第6条 本業務の主たる部分、及び第三者へ委託し又は請け負わせてはならない部分は、以下のとおりとする。

- (1) 概略モデルの作成 一式
- (2) 比較資料の作成 一式

(貸与又は、支給する物品及び資料等)

第7条 富山県が貸与又は支給する物品及び資料等は、別紙-2のとおりとする。

(成果品等)

第8条 納入する成果品等は、別紙-3のとおりとする。

(電子納品)

第9条 電子納品

1 本業務は電子納品の対象業務とする。

電子納品は、「富山県電子納品運用ガイドライン(案)」に基づいて行うものとする。

2 電子成果品は、電子媒体(CD-R)で3部提出する。併せて、電子媒体に格納するデータを含む成果品一式を紙で3部提出する。

3 電子成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出するものとする。

4 その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者間で協議の上、決定する。

(生産性向上)

第10条 予備(概略)設計業務において、その設計を通じて得た着目点、留意点等(生産性向上の観点から後段階設計時に一層の検討を行うべき事項)後段階の設計時に検討すべき提案をとりまとめた生産性向上設計留意書を作成するものとする。

(打合せ)

第11条 共通仕様書第1111条第4項に規定する打合せ（対面）の想定回数は以下のとおりとする。

時 期	回 数
第1回打合せ	1
中間打合せ	8
成果品納入時	1

(書類の簡素化)

第12条 業務書類の簡素化の試行について

- 1 本業務は、業務書類の簡素化を目的とした試行対象業務である。
- 2 試行は、業務書類の簡素化試行要領(案)（令和6年4月富山県土木部）に基づき実施するものとする。
- 3 これらに定められていない場合は調査職員と協議するものとする。

(ウィークリースタンス)

第13条 ウィークリースタンス

- 1 建設関係企業の担い手確保や生産性向上のため、この業務は受発注者間の仕事の進め方として、下記のとおり、ウィークリースタンスの取り組みに努めることとする。
 - (1) 月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
 - (2) 水曜日は定時に帰宅できるよう必要な対応を心がける（ウェンズデー・ホーム）
 - (3) 金曜日に依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
 - (4) 昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）
 - (5) 定時間際、定時後の依頼をしない（イブニング・ノーリクエスト）
- 2 この取り組みは、受発注者間の業務を進める上での姿勢を示したものであり、現場条件や企業の方針等により曜日の変更等を行うことができるものとする。
- 3 災害発生時などの緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者が協力して臨機の対応を行うものとする。

(その他)

第14条 その他作業遂行上疑義が生じた場合は速やかに調査職員に報告し、協議するものとする。

作 業 内 容 な ど

1 業務の目的

西部水道用水供給事業（以下、「上水」と記載する。）には和田川浄水場と子撫川浄水場の2つの浄水施設があり、それぞれ昭和43年7月と昭和54年4月に給水を開始している。給水開始後は、計画的な機器更新や点検整備などに努め施設の維持を行っているが、浄水施設以外も含めて水道施設全体の老朽化が進行し、維持管理にかかる費用や発生する不具合の増加のみならず、構造上運用しながらの施工が困難な箇所における不具合や、埋設配管といった点検困難な箇所の存在が目立つ様になってきている。

そこで、企業局では、和田川浄水場機能維持方策基本方針策定チームを編成し、課題を整理したうえで、浄水場の機能維持の検討を行った結果、上水施設をリプレースする方向となった。更に、西部水道用水供給事業連絡協議会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」と記載する。）にて両浄水場のリプレース案の検討及びこれの3案までの絞り込みが行われた。

本業務では、ワーキンググループで絞り込んだ3つの案（以下、「3案」と記載する。）から、1つに決定するための資料の作成などを行うものである。

2 業務の概要

- (1) 概略モデルの作成
- (2) 比較資料の作成

3 西部水道用水供給事業の概要

西部水道用水供給事業は、高岡市、射水市、氷見市及び小矢部市（以下「4市」と記載する。）に対し、和田川、子撫川及び境川の3ダムより、計画給水日量250,000 m³の水道用水を供給しようとするものである。現在、和田川浄水場で日量75,000 m³、子撫川浄水場で日量60,000 m³の浄水施設が完成し、各受水団体へ供給している。

なお、境川ダムは平成5年度に完成したが、浄水場などの専用施設の整備については、今後の水需要動向などをみながら取り組むこととしている。

4 現施設

(1) 和田川（境川）水源

ア 概要

- (7) 庄川水系境川に建設された境川ダムを開発水源（上水貯留容量 10,300,000 m³）とし、庄川本線下流の砺波市庄川町の庄川合口ダム右岸から取水する他事業者が所有する水力発電所の第2放水口より最大 70 m³/s（日最大 82,940 m³）を取水する。これを和田川共同水路にて導水し、庄川水系和田川に建設された和田川ダムに集水し、容量 80,000 m³ を利用し調整した後、本取水口にて和田川浄水場が取水（0.96 m³/s）する。
- (イ) 現在和田川浄水場が供用中である。このほかに境川浄水場の整備計画もあるが、これについては今後の水需要動向などをみながら取り組むこととしている。
- (ウ) 境川ダムによる上水取水可能量は 2.42 m³/s であるが、このうち境川浄水場のための 1.46 m³/s は貯留することとなっている。
- (エ) 和田川浄水場には工業用水道の浄水施設も併設されており、分水井まで（分水井を含む。）は共同施設となっている。
- (オ) 和田川浄水場では、富山県企業局の全ての水道施設と工業用水道施設の運転監視を行っている。

イ 施設内容

区分		形状寸法	数量	共同施設 (※1)
貯水施設	境川ダム	重力式コンクリート (堤高 115.0m、堤長 297.5m)	1 式	上, 工, 灌, 電, 調
	和田川ダム	重力式コンクリート (堤高 21.0m、堤長 137.0m)	1 式	〃
	和田川 共同水路	コンクリート水路 延長 7,366m	1 式	上, 工, 灌, 電
取水導入 施設	本取水口	山腹傾斜型 (B2.0m×L2.0m×H10.0m)	1 基	上, 工
	導水路	標準馬蹄型隧道 D=2.1m	1,890m	〃
浄水施設	分水井	D10.0m×H5.0m	1 池	〃
		自動除塵機 W0.9m×H4.5m	2 基	〃
	沈殿池	高速凝集沈殿池(複合型) D19.4m×H4.7m 20,000 m ³ /日	4 池	
		横流式傾斜板沈殿池 W14.0m×L36.9m×H3.3m 20,000 m ³ /日	1 池	
	急速ろ過池	重力式開放型 (変水位ユニット型) W4.6m×L10.0m×H4.6m×8 槽 40,000 m ³ /日	2 池	
	浄水池	W23.0m×L39.8m×H3.5m	2 池	
2 槽/池 W14.0m×L21.2m×H3.0m		2 池		

管理施設	管理棟	(RC)2階建 B18.0m×L43.0m 延 1,491.5 m ²	1棟	上,工
	電気棟	(RC)平屋建 B9.0m×L16.5m 延 148 m ²	1棟	〃
	薬注棟	(RC)1階/地下1階建 B12.0m×L22.0m 延 554 m ²	1棟	〃
	電気設備	高圧 2 回線受電(予備線 1,000kVA)	1式	〃
	薬品 注入設備	凝集剤(PAC)注入設備、 次亜注入設備、 苛性ソーダ注入設備	1式	〃
	発電機棟	(RC)平屋建 B12.5m×L13.65m 延 170 m ² 非常用発電機 875kVA	1式	〃
排水 処理施設	排水池	(PC)D13.6m×H3.2m 460 m ³	1池	
	排泥池	(PC)D23.0m×H4.0m 1,600 m ³	1池	上,工
	天日乾燥床	18,660 m ² ×H0.7m 13区画	1式	〃

※1 「共同施設」に記載がないものは上水の専用施設である。記載があるものは複数事業の共同施設であり、各記載は以下の事業を表す。

上：上水
工：工業用水道
灌：灌漑
電：発電
調：洪水調整

ウ 送水施設、受給地点

送水系統			給水地点		
名称	配管	送水ポンプ	受水者	名称	位置
中田	—	10.9 m ³ /min ×47m ×1,790rpm ×110kW ×4台(うち 予備1台)	高岡市	中田 配水池	高岡市 島新下野地内
上野	φ700mm ×7.1km	6.6 m ³ /min ×38m ×1,800rpm ×75kW ×3台	射水市	鳥越 調整場	射水市 串田鳥越地内
			〃	上野 調整場	射水市 上野字天池
日の宮	φ600mm ×6.0km	自然流下	〃	日の宮 受水場 (※1)	小杉町 大白地内

※1 上野調整場へ統合する計画あり。

I 主な箇所の水位 EL

施設	場所	水位 [m]
境川ダム	常時満水位	570.1
	最低水位	512.0
共同水路	取水口(終点)計画水位	85.166
和田川ダム	常時満水位	43.5
	最低水位	38.0
和田川浄水場	分水井水位	36.2
	浄水池 HWL/LWL	31.45/28.45
中田配水池	HWL/LWL	63.3/57.3
鳥越調整場	HWL/LWL	55.0/45.0
上野調整場	HWL/LWL	55.0/45.0
日の宮受水場	HWL/LWL	10.0/6.0

(2) 子撫川水源

7 概要

(ア) 一級河川小矢部川水系子撫川に建設された子撫川ダム（洪水調整、流水の正常な機能の維持及び水道用水確保の多目的ダム）を水源とし、ダムの上流右岸の取水口より取水（最大 0.77 m³/s）する。取水口から圧力隧道 372.67m を経て小矢部市森屋地内の浄水場に導水する。

(イ) 現在子撫川浄水場が供用中である。

1 施設内容

	区分	形状寸法	数量
貯水施設	子撫川ダム (※1)	ロックフィルダム (堤高 45.0m、堤長 224.0m)	1 式
取水導入 施設	取水口	山腹傾斜型・多段取水ゲート式	1 基
	導水路	標準馬蹄型隧道 D=1.8m	353m
浄水施設	着水井	W5.0m×L10.4m×H3.0m	1 池
	沈殿池	横流式傾斜板沈殿池 W10.0m×L28.0m×H3.3m×2 槽 30,000 m ³ /日	2 池
	急速ろ過池	重力式開放型 (変水位ユニット型) W4.3m×L8.6m×H5.4m×8 池 30,000 m ³ /日	2 ユニット
	粉末活性炭 自動注入設備 (H12.4~)	処理水量 66,000 m ³ /日 注入率 3~60ppm 貯蔵容量 28 m ³ ×2 槽	1 式
	浄水池	W21.5m×L30.1m×H4.0m×2 槽 2,588 m ³ (2.0 時間容量)	1 池
管理施設	管理棟	(RC)3 階建 延 1,976.98 m ²	1 棟
	電気室	14m×6m 84 m ²	
	薬注棟	(RC)B1,2 階建 延 345.9 m ²	1 式
	電気設備	高圧 1 回線受電(150kVA)	1 式
	薬品 注入設備	凝集剤(PAC)注入設備、 次亜注入設備、 苛性ソーダ注入設備	1 式
	発電機室	8.25m×6m 49.5 m ² 150kVA	
排水 処理施設	排水池	W17.3m×L17.3m×3.2m 960 m ³	1 池
	排泥池	D10.0m×H4.0m 314 m ³	1 池
	天日乾燥床	8,890 m ² ×H0.9m 23 区画	1 式

※1 灌漑及び洪水調整との共同施設。

ウ 送水施設、受給地点

送水系統 (自然流下)	給水地点		
	配管	受水者	名称
本線φ1,000mm ×18.7km 支線φ300~800mm ×11.7km	小矢部市	宮島送水ポンプ場	小矢部市 二の滝字大久保
	〃	了輪低区加圧場	小矢部市 了輪字前田
	〃	宮中低区加圧場	小矢部市 宮中字瀬戸畑
	〃	城山配水池	小矢部市城山町
	高岡市	上向田配水池	高岡市福岡町上向 田地内
	〃	国吉配水池	高岡市笹八口
	氷見市	上田子配水池	氷見市上田子東平

エ 主な箇所の水位 EL

施設	場所	水位 [m]
子撫川ダム	常時満水位	100.4
	最低水位	84.3
子撫川浄水場	着水井水位	83.7
	浄水池 HWL/LWL	80.3/76.3
城山配水池	HWL/LWL	69.0/60.0
上向田配水池	HWL/LWL	61.5/58.0
国吉配水池	HWL/LWL	63.3/57.3
上田子配水池	HWL/LWL	55.0/48.0

(3) 緊急連絡管

ア 概要

- (ア) 子撫川水道において発生する濁水への対策として、受水団体の現有施設を活用し、和田川水道と子撫川水道の連結等を行うもの。
- (イ) 現在子撫送水ポンプ場が供用中である。

イ 施設内容

区分	形状寸法	数量	
送水施設	連結管	高岡市配水管～ 子撫送水本管(高岡市国吉地内)	501m
	ポンプ場	送水ポンプ井 地下式 305 m ³ 送水ポンプ 吐出量 5.0 m ³ /分、 揚程 75m	1 池 2 台

5 リプレイス案

リプレイス案について既に決定済みのことを以下に示す。この記述は本業務委託で行うこと以外のものも含む。

(1) 一般事項

ア 事業

構想の策定は、現在認可されている事業に沿ったものではなく、必要であれば、事業の変更、新たな認可の申請又は廃止を行う前提である。

イ 水道施設の位置

新たに布設する水道施設や、これを既存の送水管に接続する具体的な位置については現時点では未定である。

また、緊急連絡管の存続や廃止などについても新たに布設する水道施設の位置に因るため、現時点では未定である。

ウ 水量

リプレイス後の和田川浄水場と子撫川浄水場の合計の給水能力は、原則日量 100,548 m³ である。

エ 他のリプレイス計画

現在、別業務委託などによって和田川浄水場の取水施設及び導水施設並びに工水施設のリプレイス計画が進行中である。各計画での決定事項を以下に示す。

(7) 取水施設及び導水施設の増設

- a 取水施設及び導水施設を新たに1系統建設する。
- b 計画の範囲は取水口から着水井まで（着水井を含む。）である。
- c 原則新系統は工水用、既存系統は上水用とする。ただし、片系統でも両方の水を取水し、互いにバックアップ出来る構造とする。
- d 新系統の設計流量は 4.56 m³/s である。このうち 0.96 m³/s が上水分として充てられている。

(4) 工水施設の更新

- a 和田川浄水場の工水施設を、現位置又は隣接地でリプレイスする。
- b 計画の範囲は分水井から（分水井を含まない。）工水配水池まで及び分水井から（分水井を含まない。）上水沈殿池まで（沈殿池を含む）である。

オ 浄水施設の構成

リプレイス後における浄水施設の構成は原則既存と同じとする。

案2（浄水場統合パターン part2）における新たに建設する浄水場の構成は、原則現在の和田川浄水場の上水施設のものと同じとするが、送水ポンプは設置しない。

カ 開発水源

開発水源は、現在西部水道用水供給事業が有しているものを継続使用や転用などで確保することとし、新たなダム開発などは行わない。

水利権の変更や新たな取得を伴う可能性もある。

(2) 案1 (浄水場統合パターン part1)

ア 案概要

(ア) 子撫川浄水場の機能を、和田川浄水場へ統合する。

イ 工事概要

(ア) 新設

a 新送水本管 (仮称) 和田川浄水場から送水本管まで

(イ) 更新又は改修

a 和田川浄水場

(a) 工事範囲に取水口及び導水路を含む。

(b) 給水量の増を伴う

(c) 新送水本管用の送水ポンプが追加される。

(ウ) 廃止

a 子撫川浄水場

(エ) その他

a 新送水本管 (仮称) の経路の途中に緊急連絡管があり、この改修が必要な場合は、これを行う。新送水本管 (仮称) の途中に緊急連絡管が不要となる場合は、緊急連絡管を廃止する。

(3) 案2 (浄水場統合パターン part2)

ア 案概要

(ア) 庄川合口ダム付近から取水する新たな浄水場 (以下、この浄水場を「庄川浄水場 (仮称)」と記載する。) を建設し、和田川浄水場及び子撫川浄水場の機能を、ここに統合する。

(イ) 取水から送水まで全て自然流下とする。

(ウ) 標高の高い場所から取水することによって、浄水施設や配水池のウォーターレベルを上げる。これによって揚水設備を削減し、これに係る費用の削減を図る。

イ 工事概要

(ア) 新設

a 庄川浄水場 (仮称)

(a) 工事範囲に取水口及び導水路を含む。

b 新上野線 (仮称) 庄川浄水場 (仮称) から上野線まで

c 新中田線 (仮称) 新上野線 (仮称) から中田配水池まで

d 新送水本管 (仮称) 庄川浄水場 (仮称) から送水本管まで

(イ) 更新又は改修

a 各配水池 (受水団体の施設)

(a) 既設よりも標高の高い位置に移設し、ウォーターレベルを上げる。

b 各送水管

(a) 送水管のうち、庄川浄水場 (仮称) からの送水圧に耐えられない箇所を、これに耐えられる様に改修する。

(ウ) 廃止

a 和田川浄水場の上水施設

b 子撫川浄水場

c 緊急連絡管

(4) 案3 (2 浄水場共に現在位置で更新)

ア 案概要

(ア) 和田川浄水場及び子撫川浄水場を現在の位置で更新する。

イ 工事概要

(ア) 更新又は改修

a 和田川浄水場

(a) 工事範囲に取水口及び導水路を含まない。

b 子撫川浄水場

(a) 工事範囲に取水口及び導水路を含まない。

6 本業務委託で検討などを行う範囲

(1) 水利権

リプレイスに水利権の変更や取得などが必要な場合は、将来的にはこの取得のための協議や調整を行うが、本業務委託では水利権の変更や取得の要否の検討のみを行うものとし、協議や調整については本業務委託の範囲に含まない。

(2) 配水池

配水池は受水団体の施設であるが、案 2 においてはこれら施設についても改修又は更新を要す場合がある。これらの工事については全て受水団体が行うが、本業務委託では下表に示す事項の検討を行う。

ア 配水池

(ア) 改修内容

- a 既設よりも標高の高い位置に移設する必要がある場合は、ウォーターレベルを上げる。

(イ) 本業務委託に含むこと

- a 工事概要の検討
- b 概算工事費などの算出

7 作業内容

(1) 一般事項

- ア 概略モデル及び資料作成などに必要な文献調査や関係機関へのヒアリングなどといった情報収集も本業務委託に含む。
- イ 整理する項目や比較資料に記載する項目には、各案で差がないものや、案によっては該当しないものもある。該当しないものは検討などの必要はないが、事前の設計協議にてその旨を申し出ること。
- ウ 次の指針などに準拠すること。
 - (ア) 水道施設設計指針（社団法人 日本水道協会著）

(2) 現地踏査

- ア 概略モデル及び資料作成などに必要な現地踏査を行う。現地踏査では次の場所について調査すること。
 - (ア) 富山県企業局が現在保有している水道施設（導水路及び送水管（地上部）を除く。）
 - (イ) 新たに建設する水道施設の予定地（導水路及び送水管（地上部）を含む）

(3) 概略モデルの作成

5に示すリプレイスの各案について、以下に示す事項や期間などを整理した水道施設の概略モデル、工事の概要及びスケジュールを作成する。

ア 水道施設の概略モデル

- (ア) 施設の構成
- (イ) 各施設の位置
 - a 取水口や浄水場などの建設場所を検討すること。
 - b 浄水場内の池や建物などの配置については検討不要である。
- (ウ) 各施設の水量
- (エ) 地上施設の面積
- (オ) 導水路及び送水管の延長、工法、口径及び管種
 - a 管網計算は認可計画よりも粗い精度で行う。
- (カ) 取水口、着水井、浄水池、その他重要な箇所における水高

イ 工事の概要

- (ア) 新設する施設の名称
- (イ) 更新又は改修する施設の名称及び内容
- (ウ) 廃止する施設の名称

ウ スケジュール

- (ア) 委託
 - a 基本構想その2(必要な場合)
 - b 基本設計
 - c 詳細設計
- (イ) 対外調整
 - a 4市
 - b 地元説明
 - c 監督官庁
 - d 関係河川使用者（水利権関係など）
- (ウ) 土地関連（用地買収）
- (エ) 工事

(4) 比較資料の作成

3案から、1つに決定するための比較資料を作成する。比較資料には、それぞれの案に対して、以下に示す項目を記載する。

なお、3案から1案への選定は、作成された比較資料を用いて発注者と4市が行う。

- ア 水道施設の概要（(2)参照）
- イ 工事の概要（(2)参照）
- ウ 施行中の水（河川及び水道）運用
 - (ア) 冗長性が低い箇所を施工する時に受水団体に求める自己水源の活用及び水道事業者間での水融通など
- エ 関連する団体
 - (ア) 施設の譲受、譲渡、共同所有などを要する場合の相手及び内容
 - (イ) 権利の譲受、譲渡などを要する場合の相手及び内容
 - (ウ) その他調整や協議などを要する場合の相手及び内容
- オ 不要となる受水団体の施設
 - (ア) 施設の概要
 - (イ) 不要となることにより削減される費用
- カ 費用など
 - (ア) 水量当たりの単価
 - a 以下に示す費用などから検討すること。
 - (a) 用地取得費用
 - (b) 建設費用
 - (c) 改修費用
 - (d) 補償費用
 - (e) 維持管理費用
 - (f) 撤去費用
 - (g) 譲渡費用
 - (h) その他必要な費用
 - b 活用可能な支援事業の有無を調査し、これがある場合は、支援事業を加味した費用も記載すること。
 - (イ) 不要となる施設の残存価値
- キ 活用可能な支援事業
- ク 予備力
- ケ 給水の確実性
- コ スケジュール
スケジュール案には次の作業や工事を行う期間を記載する。
 - (ア) 基本構想その2（必要な場合）
 - (イ) 基本設計
 - (ウ) 詳細設計
 - (エ) 対外調整
 - a 4市
 - b 地元説明
 - c 監督官庁
 - d 関係河川使用者との調整（水利権関係）
 - (オ) 土地関連（用地買収）
 - (カ) 工事
- サ その他必要なこと

(5) 後発業務委託の発注準備

(3)の比較表作成後、1つに決定されたリプレイス案に対して、基本設計業務委託を発注する。発注に必要な以下に示す書類を作成する。

また、基本設計業務委託の概算の委託費と履行期間を求める。

- ア 特記仕様書
- イ 図面
- ウ 金抜き設計書
- エ 見積仕様書

8 打合せ

中間打合せを行う時期などの想定を下表に示す。

(1) 概略モデル作成前 4回（受水団体同席のもと行う）

ア 受水団体に対しては以下のヒアリングを行う。

- (ア) 県企業局に求める給水量（給水地点毎）
- (イ) 配水池の仕様（位置、レベル、容量など）
- (ウ) その他県企業局の水道施設に求めること

(2) 水道施設のモデル作成後・比較資料作成前 4回（受水団体同席のもと行う）

ア 受水団体に対しては以下のヒアリングを行う。

- (ア) 比較資料に追加で入れるべき項目

支給物品

なし。

貸与資料

名 称	部 数	備 考
和田川浄水場 新設取水設備導水路比較検討及び基本計画 業務委託 成果品	1部	
施設台帳	1部	

その他協議による。

支給資料

なし。

納入する成果品等

名 称	部 数	備 考
本業務委託概要	3部	
3案の水道施設の概略モデル及び工事の概要	3部	・ 概算工事費などの算定根拠、検討に使用した資料やカタログなどを添付
3案から1つを選定するための比較資料	3部	同上
打合せ議事録	3部	・ 配布した資料を添付
収集した情報	3部	・ 文献調査の記録 ・ 関係機関へのヒアリングなどの記録 ・ 現地踏査の記録
後発業務委託の設計図書など	3部	・ 特記仕様書 ・ 函面 ・ 金抜き設計書 ・ 見積仕様書 その他（概算委託費用及び概算履行期間を記載）
CD-R	3部	